

(別 添 1)

労働安全衛生法第28条の2第2項の規定に基づく
危険性又は有害性等の調査等に関する指針に関する
る公示

危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第
2号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条
の2第2項の規定に基づき、化学物質等による危
険性又は有害性等の調査等に関する指針を次のと
おり公表する。化学物質等による労働者の健康障
害を防止するため必要な措置に関する指針（平成12年3
月31日付け化学物質等による労働者の健康障
害を防止するための措置に関する指針公示第1号
）は、廃止する。

平成18年3月30日

厚生労働大臣 川崎 二郎

- 1 名称 化学物質等による危険性又は有害性等
の調査等に関する指針
- 2 趣旨 本指針は、化学物質、化学物質を含有
する製剤その他の労働者の危険又は健康障
害を防止するに際し、労働安全衛生法の第28
条の2第1項の規定に基づき、措置の基
本的な考え方及び実施事項について定める
ことにより、事業者が自主的に安全衛生
の取組を促進することを目指すこととする。
この趣旨を踏まえ、本指針は、化学物質、
化学物質を含有する製剤その他の労働者の
危険又は健康障害を防止するに際し、労働
安全衛生法の第28条の2第1項の規定に
基づき、措置の基本的な考え方及び実施事
項について定めることとする。
- 3 内容の閲覧 内容は、厚生労働省労働基
準局及び都道府県労働局に供する。
安全衛生部労働衛生課に供する。
- 4 その他 本指針は、平成18年4月1日
から適用する。